

※不足書類		※認定番号
<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 年金加入証明書	<input type="checkbox"/> 所得証明書
<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 金融機関	
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> その他()	

藤井寺市長 様

提出年月日

※受付確認年月日

・児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、市区町村が必要な税情報の公簿等の確認を行うことに同意します。

児童手当・特例給付 認定請求書

令和 . .

令和 . .

請求者	(ふりがな)		職業 ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者	支払希望金融機関			配偶者	(ふりがな)			
	氏名 (法人名等)			金融機関名				氏名			
	個人番号		銀行 信用金庫 農協			個人番号					
	性別	男・女	生年月日	昭和 平成	令和 年 1月1日時点の住所地	同居・別居		同居・別居	生年月日	昭和 平成	
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)		藤井寺市 その他			店番		預金種目	口座番号 (右詰)		
	連絡先	自宅 ()	藤井寺市 その他			普通		職業 ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でない者			
	携帯 ()				口座名義 (請求者名義に限る)		(カカ)		公務員の場合の勤務先	課税市区町村 藤井寺市 その他 ()	

児童 (18歳に達した後、最初の3月末まで)	(ふりがな)氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所 (請求者と住所が異なる場合のみ記入)	監護の有無	生計関係	※児童との関係	※3歳未満	※3歳以上小学生修了前	※中学生
			ア.子 イ.その他 ()	平成 令和 . .	同・別	平成 令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		
		ア.子 イ.その他 ()	平成 令和 . .	同・別	平成 令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		ア.子 イ.その他 ()	平成 令和 . .	同・別	平成 令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		ア.子 イ.その他 ()	平成 令和 . .	同・別	平成 令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		ア.子 イ.その他 ()	平成 令和 . .	同・別	平成 令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
		ア.子 イ.その他 ()	平成 令和 . .	同・別	平成 令和 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			

請求者における加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種類	ア.厚生年金保険	※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 ()私立学校教職員共済 ()国家公務員共済 ()地方公務員等共済	請求者の税法上の扶養親族等及び児童の数 うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	※認定・却下	※認定・却下年月日	※支給開始年月	※区分	※手当月額		
	イ.国民年金				令和 . .	令和 . .	児童手当	3歳未満	円		
	ウ.その他				令和 年分所得額	※控除後の所得額	※所得制限限度額	小学生修了前	円		
					円	円	中学生	円			
						円	計	小学生	円		
						,000円		中学生	円		
								計	円		

◎ 裏面の注意をよく読んでから太枠線内に記入してください。
※印の欄は、記入しないでください。
字は楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

備考	※申請事由		※入力	※確認
	<input type="checkbox"/> 出生	<input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 転入	前住所地 (/)消滅済	月分まで	
	<input type="checkbox"/> 受給者変更	前受給者 (/)消滅済	月分まで	
	<input type="checkbox"/> 公務員退職	前所属 (/)消滅済	月分まで	

～注意～

- 1 「氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「個人番号」の欄は請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。配偶者欄についても同様です。
- 3 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 4 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「請求者における加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」、「扶養親族等及び児童の数」、「所得の状況」、「課税市区町村」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「課税市区町村」の欄は本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日の住所地を選んでください。また、「その他」を選んだ場合は市区町村を記入してください。
- 6 「配偶者」に関する欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。
なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
①「別居の場合の住所」の欄は「同居別居の別」の欄で「別居」を選んだ場合に記入してください。
②「公務員の場合の勤務先名称」の欄は「職業」の欄で「イ.公務員」を選んだ場合に記入してください。
- 7 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 10 「請求者における加入している年金等の年金手帳、組合員証又は加入者証の種別」の欄は、3歳に満たない児童を養育する請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
①加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
②「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 11 「所得の状況」の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額(所得税法に規定する給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限ります。))を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とします。)と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 「税法上の扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、[]内にはこのうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日において請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。(13-⑨の証明書が必要)
- 13 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認できることは、当該書類は省略することができます。
①児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の属する世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍記載のあるもの)
②児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
③児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
⑦生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧請求者又は配偶者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
⑨「12」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
⑩請求者が3歳に満たない児童を養育し、かつ被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

◆(表面)の『請求者』の「職業」欄で「ア.被用者」を選択した方で、
3歳未満の児童を養育されている方

次の①～⑦のいずれかの『健康保険証の写し』(請求者本人分)を提出してください。
なお、下記①～⑦に該当しない健康保険証をお持ちの方は
勤務先で証明を受けた『年金加入証明書』を提出してください。

- ① 健康保険被保険者証
- ② 船員保険被保険者証
- ③ 私立学校教職員共済加入者証
- ④ 全国土木建築国民健康保険組合員証
- ⑤ 日本郵政公社共済組合員証
- ⑥ 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る。)
- ⑦ 共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの

※国民年金に加入する場合は『健康保険証の写し』、
『年金加入証明書』の提出は必要ありません。



健康保険証 貼付欄

被用者年金に加入の方
請求者(本人)の健康保険証の写し
を貼り付けてください。

※年金の種別が健康保険証から確認できない場合
年金加入証明書の提出をお願いする場合があります。